

## 一般社団法人 日本接着歯学会

### 専門医制度制定時における専門医認定委員会発足に関する申合せ

- (1) 一般社団法人日本接着歯学会（以下「本会」という。） 専門医制度制定時における専門医認定委員会発足に関する申合せ（以下「申合せ」という。）は、本会専門医制度制定に伴い発足する専門医認定委員会（以下「委員会」という。）において、新たに制定する関連規則に準じた委員の選出及び専門医認定審査について定める。
- (2) 委員会は、本会専門医認定委員会規程に基づき、委員長1名及び副委員長1名を含む10名以内の委員による編成とし、任期は委員長の理事任期に一致するものとする。
- (3) 委員長は、本会専門医制度規則（以下「規則」という。）に定める指導医認定資格を確実に有すると評価できる者を、理事かつ本会認定医資格保持者の中から理事長が委員長候補者として指名する。
- (4) 副委員長及び他の委員（以下「委員」という。）は、規則に定める専門医認定資格を確実に有すると評価できる者を理事あるいは代議員、かつ本会認定医資格保持者の中から委員長候補者がそれぞれ副委員長候補者及び他の委員候補者として指名する。なお、本会専門医制度制定時に限り、委員長候補者以外の委員候補者には本会指導医認定資格を確実に有すると評価できる者を、保存並びに補綴等の各専門領域から原則として2名以上含むものとする。
- (5) 委員候補者の専門医認定審査は、原則として本申合せにしたがって行い、審査方法は委員長候補者及びすべての委員候補者による相互審査とする。ただし、被審査候補者は自身の審査に加わらない。
- (6) 審査基準は、本会専門医制度暫定期間における専門医の認定及び資格更新に関する申合せにある「専門医認定基準適合試験」と同様とする。ただし、本会専門医制度制定時の相互審査に限り、被審査候補者の合格判定については、当該候補者を除くすべての候補者の合意を必要とする。
- (7) 指導医認定資格を確実に有すると評価された委員長候補者を含む委員候補者の指導医認定審査は、本会専門医制度施行細則（以下「細則」という。）第18条に定める申請料を添えて申請書（8号様式）を提出することにより専門医認定審査と同時に行われるものとする。
- (8) 本会は、すべての候補者の審査結果を理事会に報告し、その承認をもって合格とし委員会の発足とする。なお、欠員が生じた場合には、上記過程を経て補充することができる。
- (9) 指導医と認定された委員長及び委員は、細則第18条に定める登録料を添えて本会に登録申請を行わなければならない。
- (10) 本会は、専門医制度制定時における委員会発足までの経緯並びに委員長及び委員の選任に関わる審査基準及び審査結果等の一連の資料を議事録として記録し、10年間保管しなければならない。
- (11) 本申合せの改廃は、委員会の発議により規程検討委員会で協議のうえ、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

- 1 本申合せは、2020年10月4日から施行し、2020年4月1日から適用する。

2 専門医制度制定から委員会発足までの期間は、委員長候補者、副委員長候補者及び他の委員候補者で構成する暫定委員会として専門医制度に関わる業務を遂行するものとする。